⑴　運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは主たる業務である研究業務の性質上、予定された成果の達成度を定量的・客観的に把握することが困難であること及び業務実施の進捗度はコストの発生と必ずしも比例的ではないこと、また、業務の実施と運営費交付金財源の執行状況は期間の経過に必ずしも対応していないことから、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であるためです。

⑵　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	７年～50年
構　築　物	２年～57年
機械及び装置	２年～20年
車両運搬具	２年～10年
工具器具備品	２年～15年
ソフトウェア	２年～５年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

⑶　賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末における支給見込額のうち当期の負担額と前期末における支給見込額のうち前期の負担額の差額を計上しております。

⑷　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

⑸　たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

⑹　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

①　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の賃貸料や国有財産貸付料の算定方法及び条例等に基づく占用料を参考に計上しております。

②　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％を使用しております。

⑺　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑻　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

⑼　資産除去債務に係る会計処理

当法人は、実験施設の一部について解体時におけるアスベスト等の撤去費用に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する実験施設の解体の予定はなく、また移転の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該資産に見合う資産除去債務は計上しておりません。

２．貸借対照表の注記

⑴　資本金の減少について

前事業年度において廃止が決定されました「別海実験場」、「湧別実験場」及び前々事業年度に廃止されました「朝霧環境材料観測施設」の一部につきましては、以下のとおり、当事業年度において国庫納付を行いました。これらの施設については、国から現物出資を受け資本金に計上しておりましたが当該施設の廃止によって国庫納付を行い、資本金から減額したものです。

①　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資産名	種類	帳簿価額	場所	用途	適用
別海実験場	土地 建物 構築物 機械及び装置 工具器具備品	10,762,510円 6,435,000円 304,000円 2,408,842円 6,920,532円	北海道野付郡別海町	実験場	帳簿価額は、平成23年度期首における廃止部分の帳簿価額であります。
湧別実験場	土地 建物 構築物	9,890,500円 232,500円 16,501円	北海道紋別郡湧別町	実験場	帳簿価額は、平成23年度期首における廃止部分の帳簿価額であります。
朝霧環境材料観測施設	土地 構築物	36,842,632円 520,854円	静岡県富士宮市	観測施設	帳簿価額は、平成23年度期首における廃止部分の帳簿価額であります。

②　不要財産となった理由

平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」別表各独立行政法人について講ずべき措置において、組織の見直し【支部・事業所等の見直し】として、「中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。」、「平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。」こととなりました。これらを受け、土木研究所において、朝霧環境材料観測施設につきましては平成22年３月31日付けで一部廃止することを決定し、これに基づき廃止いたしました。また別海実験場及び湧別実験場につきましては、平成23年３月31日付けで廃止することを決定し、これに基づき廃止いたしました。

③　国庫納付等の方法

別海実験場については、売払契約に基づき別海町に有償譲渡し、その代金27,000,000円のうち消費税額等を除いた25,913,472円を国庫納付いたしました。

また、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設の一部については、現物納付により国庫納付いたしました。